

福島県と沖縄県の語り部等相互交流事業実施委託業務 業務委託仕様書

1 委託の目的

福島県・沖縄県の語り部同士の交流を通して、互いの文化を理解しあうとともに、伝承の取り組みにおける現状や課題について共有し、どのようにして持続的な活動を構築していくか、それぞれの活動紹介や意見交換による交流を行うことにより、両県の交流促進を図る。

2 業務の内容

令和8年11月8日（日）～11日（水）に実施する「福島県と沖縄県の語り部等相互交流事業（福島開催）」（以下「福島開催」とする）に参加する沖縄県「戦争語り部」等を福島へ派遣するために必要な業務および、令和8年11月16日（月）～19日（木）に実施する「福島県と沖縄県の語り部等相互交流事業（沖縄開催）」（以下「沖縄開催」とする）に参加する「東日本大震災・原子力災害ふくしま語り部」等を沖縄へ派遣するために必要な業務。

（1）語り部等の移動手段・切符・宿泊施設の手配。

以下の条件により、語り部等及び同行者の旅行手配等を行うこと。

（福島開催）

- ア 期間 令和8年11月8日（日）～11日（水）（3泊4日）
- イ 語り部等2名および同行者（2名）の福島空港⇄宿泊先間の福島空港乗り合いタクシーを手配すること（福島空港⇄双葉町（FUTATABI FUTABA）およびいわき市内宿泊先⇄福島空港）
- ウ 沖縄那覇⇄福島空港間の航空券の手配は不要です。
- エ 双葉町（FUTATABI FUTABA）の宿泊（11月8日泊、4名分）
富岡町（富岡ホテル）の宿泊（11月9日泊4名分）、いわき市（自由提案）11月10日泊6名分を手配（1名1室）すること（手配のみ）
- オ 福島県内の行程中、必要となる食事代は委託料で負担すること。
必要となる食事代（6名）は以下のとおり。
11/8（日）：夕食（お弁当を手配のこと：5名）
11/9（月）：朝食、昼食、夕食（歓迎交流会費5,500円程度を想定）
11/10（火）：朝食、昼食、夕食
11/11（水）：朝食
※朝食はホテル朝食可
※行程の詳細は別紙「行程案」のとおり、ホープツーリズムの訪問先は、
（一社）福島県観光物産交流協会にて調整。相談のうえ決定。
- カ 現地視察等に要する視察先入場料および体験にかかる費用（語り部等7名分）は委託料の中から支出すること。

キ 語り部等の福島県内での移動手段としてジャンボタクシー（7名程度乗用可）またはタクシー2台（大熊町～いわき市ハワイアンズ：16：15以降乗車、ホテル経由18：30頃到着まで、21：30頃お迎え→ホテル着まで）を手配のこと。

（沖縄開催）

- ア 期間 令和8年11月16日（月）～19日（木）（3泊4日）
- イ 福島語り部等4名分の往復航空機チケットを手配すること。行程は福島空港～伊丹空港～那覇空港を往復利用すること。また、福島空港までの交通手段について、福島空港乗合タクシー（2名分）の手配をすること（1名分は富岡町⇄福島空港、もう1名分はいわき市⇄福島空港で手配のこと。語り部等自身が自家用車等を利用する場合は空港までの交通費として別途支給）同行者1名分は手配のみ。
- ウ 語り部等4名分の宿泊施設を手配すること。宿泊施設是那覇市内に2泊分を個室で確保すること（原則「ゆいレール旭橋駅」から徒歩移動可能な範囲で確保すること）。同行者1名分は手配のみ
- エ 語り部等の沖縄県内での移動手段としてジャンボタクシー（7名程度乗用可）を手配すること（3日分）。初日は空港→ホテル間はタクシー2台でも可。
- オ 現地視察等に要する視察先入場料は委託料の中から支出すること。
- カ 沖縄県内の行程中、必要となる食事代は委託料で負担すること。
必要となる食事代（5名）は以下のとおり。
11/16（月）：夕食（懇親会費5,500円程度を想定）
11/17（火）：朝食、昼食、夕食（歓迎交流会費5,000円程度を想定）
11/18（水）：朝食、昼食
11/19（木）：朝食
※朝食はホテル朝食可

※行程の詳細は別紙「行程案」のとおり。沖縄県と調整のうえ決定。

（2）語り部の謝礼及び旅費、保険に関すること。

ア 語り部に対し、謝金及び旅費（報償費）を支払うこと。

イ 語り部等派遣者に対し、国内旅行傷害保険に加入させること。

（3）移動に伴うJR乗車券・特急券、有料道路代、駐車場代、施設入場料、各種体験費用については委託料負担とすること

（4）本業務には、派遣先との連絡調整、交流会場の確保、語り部等が使用又は配布する資料等に関する調整は含まない。

（5）（2）及び（3）（4）については、別紙「福島県と沖縄県の語り部等相

互交流事業における旅費規程」のとおりとする。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

5 業務上の留意点

- (1) 委託料には、本業務内容の実施にかかる一切の経費を含む。
- (2) 業務の進行管理
 - ① 業務遂行中に生じた意義については、その都度甲乙で調整を図るものとする。
 - ② 業務完了後、速やかに報告書を作成し、福島県に提出すること。
- (3) 円滑かつ効果的な業務の実施
 - ① 乙は、受託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要がある場合は、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。
 - ② 本事業の実施にあたり、甲が必要とする関係機関への諸手続については乙が代行するものとする。
 - ③ 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを事前に福島県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
 - ④ 情報資産の管理について、個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

(4) 成果品

事業実施報告書

(5) 提出書類

受注者は発注者に対して、委託契約書で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（別記第1号様式）
- (2) 総括責任者通知書（別記第2号様式）
- (3) 事業完了届（別記第3号様式）
- (4) その他甲が必要と認める書類
- (5) 実施工程表（任意様式）
- (6) 実施体制図（任意様式）
- (7) 事業実施報告書（任意様式）

(別記第1号様式)

着 手 届

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり事業に着手したので届け出ます。

- 1 委託業務名 福島県と沖縄県の語り部等相互交流事業
- 2 着 手 日 令和 年 月 日

本件担当者 :
本件責任者 :
連 絡 先 :

(別記第2号様式)

総括責任者通知書

令和 年 月 日

福島県知事

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり総括責任者を定めたので、通知します。

記

- 1 委託業務名 福島県と沖縄県の語り部等相互交流事業
- 2 総轄責任者

職 名 :

氏 名 :

連絡先 :

本件担当者 :

本件責任者 :

連絡先 :

(別記第3号様式)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり業務を完了したので、届け出ます。

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 委託業務名 | 福島県と沖縄県の語り部等相互交流事業 |
| 2 完了日 | 令和 年 月 日 |
| 3 成果品 | 事業報告書 1部 |

本件担当者：
本件責任者：
連絡先：

別記 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

福島県と沖縄県の語り部等相互交流事業における旅費規程

１．謝礼、交通費、宿泊料、施設入館料は、次のとおりとする

区分	支払種別	摘要
謝礼	定額	5,000円
日当（県外）		2,600円／（１日）
日当（県外）		1,300円／（半日）
日当（県内・管外）		650円／（１日・半日とも同額）
航空券	実費	原券支給（委託事業者が手配し講演者等に送付）
JR乗車券	実費	原券支給（委託事業者が手配し講演者等に送付）
新幹線料金	実費	原券支給（委託事業者が手配し講演者等に送付）
特急料金	実費	原券支給（委託事業者が手配し講演者等に送付）
宿泊	実費	原券支給（委託事業者が手配し講演者等に送付） ※講演会場の最寄りの地域のホテル・宿を手配
公共交通機関以外の利用	その他	（沖縄開催）①自宅から福島空港間の移動については福島空港乗合タクシーを利用する。 ②自宅から福島空港間の移動に私有車を利用する場合は、県の規定に沿って1km25円換算のガソリン代を委託事業者から講演者等に支払う。 ③沖縄県内での移動は、受託事業者がジャンボタクシー等を手配する。 ・運転手を除き7人が同時に搭乗できる大きさとする。 ・行程は次のとおりとする。 11月16日 那覇空港着～宿泊施設着（タクシー2台でも可） 11月17日 手配不要（沖縄県手配予定） 11月18日 8時宿舎発～OIST～嘉手納～北谷～首里～那覇 11月19日 7時半宿舎発～南部～糸満～那覇空港着
公共交通機関以外の利用	その他	（福島開催） ①福島空港⇄宿泊地間の移動については、福島空港乗合タクシーを利用する。 ②福島県内の移動は、公用車またはジャンボタクシー（タクシー2台も可）を利用する。ジャンボタクシー（7名程度乗用可）またはタクシー2台を手配する。 11月10日（大熊町～いわき市ハワイアンズ：16：15以降乗車、ホテル経由18：30頃到着まで、21：30頃お迎え→ホテル着まで）を手配する。
現地での入館料等	実費	原券支給（委託事業者が手配し講演者等に送付）

２．沖縄開催分の航空券は福島空港発着で手配する

※往路は原則福島空港発午前8時5分、伊丹空港経由、14時ごろ那覇空港着とする。

復路は原則那覇空港午後発、伊丹空港経由とするが、手配が困難な場合は時間帯を変更することおよび神戸空港経由も可とする。

ただし、往路は遅くとも那覇空港に11/16（月）17：00着となるような便とすること。

※福島空港発着のチケットを確保できない、伊丹空港での乗り換え時間が長時間となる場合等は協議のうえ対応する。

３．目的地までの経路は最短かつ最安の運賃・料金にて手配する

※個人的な理由により最短かつ最安の経路以外となる場合は、手配後に自身で払い戻しや変更を行う